

物損事故 故意か重い過失か

保険会社に立証責任

最高裁判断

自動車の物損事故の保険金支払いをめぐる訴訟の上告審判決で、最高裁判長(横尾和子裁)は1日、事故が故意や重い過失によるものかどうかの立証責任は保

険会社側にある、との初判断を示した。事故が偶然であることを立証できなかったことを理由に自動車を持ち主の保険金請求を棄却した二審・名古屋高裁金沢支部判決を破

棄し、審理を同高裁に差し戻した。今後は、事故が故意だったかどうかを保険会社側が立証できるかが焦点になる。

何者かにボディーに傷を付けられるなど、車の破損のトラブルは絶えない。今回の判断は、持ち主側の証拠集めの負担を軽くして保険請求をしやすくするもので、自動車

保険の実務に大きな影響を与えそうだ。

判決によると、訴えていたのは福井県内のボート販売業の男性。01年10月、同県内のマリナーのボート置き場横に駐車した米国製キャンピングカーが動き出して水没。千代田火災海上保険(現・あいおい損保)に保険金245万円の支払いなどを請求。同社側は「偶然な事故ではない」として支払いを拒んでいた。

保険金請求をめぐることは、従来、「故意でないこと」は保険金請求者側

に立証責任があると考えられてきた。最高裁は01年、傷害保険の加入者が死亡したケースで、「支払い請求者は、事故が偶然であることを立証すべき責任を負う」と述べ、「そのように解釈しなければ、保険金の不正請求が容易となるおそれが増大する」と指摘した。

一方で最高裁は04年、火災保険の場合は、商法上、「原因を問わず」保険会社側が支払う規定があることを厳格に解釈。火災で財産を失った人が原因を証明することは困難とする立場から、「請求者に偶然かどうかの立証責任はない」と判断した。今回も同様の考えから、立証責任を保険会社側に負わせた。